

平成 25 年 8 月 23 日
内閣府公共サービス改革推進室

民間競争入札実施事業

見本市・展示会情報総合ウェブサイト（J-messe）管理・運營業務の評価（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第 7 条第 8 項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

I 事業の概要等

1 実施の経緯及び事業の概要

独立行政法人日本貿易振興機構（以下「機構」という。）が実施する「見本市・展示会情報総合ウェブサイト（J-messe）管理・運營業務」については、公共サービス改革基本方針（平成 19 年 12 月 24 日改定を閣議決定）において、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく民間競争入札（以下「民間競争入札」という。）を実施することを決定した。これを受けて機構は官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）の議を経て定めた「見本市・展示会情報総合ウェブサイト（J-messe）管理・運營業務民間競争入札実施要項」（以下「実施要項」という。）に基づき、民間競争入札を実施し、平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 2 年間の契約期間にわたり、受託事業者による事業を実施した。

平成 22 年 6 月 28 日に監理委員会による事業評価を行ったのち、本事業については、公共サービス改革基本方針（平成 22 年 7 月 6 日改定を閣議決定）において、引き続き民間競争入札を実施することが定められた。機構は監理委員会の議を経て定めた実施要項に基づき、民間競争入札を実施し、受託事業者を決め、平成 23 年 4 月 1 日から新たな契約期間による事業を実施した。その概要は以下のとおりである。

事 項	内 容
業務内容	国内外で開催される見本市・展示会（以下「見本市等」という。）の情報や各種関連情報についてのデータベースを管理・運営し、内外に向けて情報提供を行い、出展者、来場者双方の参加促進を支援する。
契約期間	平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 3 年間
受託事業者	株式会社 トーテック
契約金額	67,740,750 円（税込み）

事 項	内 容
実施に当たり確保されるべき質	<p>○見本市・展示会の新規登録件数を年間 100 件以上維持すること。</p> <p>○見本市等の更新件数を年間 3,100 件以上維持すること。</p> <p>○平成 21 年度と同等の J-messe へのアクセス件数（ページビュー数：1,058,468 件）を維持すること。</p> <p>○コンテンツの内容の正確性を維持すること。</p> <p>○各業務において機構が設定した期限を厳守すること。</p>

2 受託事業者決定の経緯

入札に先駆けて実施した入札説明会には 5 者の参加を得たが、実際の入札参加者は 1 者であった。1 者より提出された申請書類等を審査した結果、入札参加資格及び評価基準を満たしていた。入札価格について、平成 23 年 2 月 18 日に開札したところ、予定価格の範囲内であったことから、上記受託事業者が落札者となった。

II 評価

1 評価方法について

機構から提出された平成 23 年度及び平成 24 年度の実施状況についての報告（別添）に基づき、サービスの質の確保、実施経費等の観点から、事業評価を行うものとする。

2 対象公共サービスの実施内容に関する評価

(1) 対象公共サービスの達成水準

ア 見本市等の新規登録件数、見本市等の更新件数、J-messe へのアクセス件数（ページビュー数）

(ア) 実施結果

確保されるべき達成目標として設定された上記アについて、その実施結果は以下のとおりである。

区 分	確保されるべきサービスの達成目標	実 績			
		平成 23 年度		平成 24 年度	
		件数	達成率	件数	達成率
見本市等の新規登録件数	年間 100 件以上を維持する。	108 件	108%	105 件	105%
見本市等の更新件数	年間 3,100 件以上を維持する。	3,433 件	111%	3,270 件	105%
J-messe へのアクセス件数（ページビュー数）	年間 1,058,468 件以上を維持する。	2,149,078 件	203%	6,776,100 件	640%

(イ) 評価

受託事業者は、確保されるべき達成目標を達成するために、

- ・ 広報計画内容を見直し、海外の展示会総合検索サイトへのバナー広告を取りやめ、国内の有力な展示会情報総合発信サイトへのバナー広告に絞ったこと。

- ・J-messe データベースの改修に際して、リニューアル後の J-messe データベースの概略説明資料を日英で作成し、国内の関係業界団体や在京各国大使館・貿易機関などに向けPRするなど周知に努めたこと。

など、創意工夫ある新たな取組を行ったことにより、3つの数値とも目標を上回る実績となっており、十分評価できる。

イ コンテンツの内容の正確性を維持すること

(ア) 実施結果及び評価

確保されるべき達成目標として設定された「コンテンツの内容の正確性を維持すること」については、機構が毎週3回定期的に、掲載情報、特に展示会名称、会期、開催場所などユーザーにとって重要な項目をチェックする等の方法によりモニタリングを実施した。修正の必要が生じた場合は、受託事業者が速やかに対応した。

その結果、概ね正確性が確保されており、評価できる。

ウ 各業務において機構が設定した期限を厳守すること

(ア) 実施結果

確保されるべき達成目標として設定された「各業務において機構が設定した期限を厳守すること」について、実施結果は以下のとおりである。

業務内容	期限・頻度	実績	
		平成23年度	平成24年度
見本市等の情報に関する登録等の受付及び審査等業務	登録又は更新の申請を受けてから、完了又は否認を通知するメールを送信するまで原則1週間以内	申請件数570件、全て1週間以内に通知	申請件数1,224件、全て1週間以内に通知
見本市等の主催者への登録情報の更新依頼等業務	四半期ごと	4月、7月、10月、1月中旬、同下旬の計5回実施	4月、7月、10月、1月の計4回実施
「日本の専門見本市」の日本語版、英語版の編集・印刷製本	平成23年度は平成24年3月末、平成24年度は平成24年12月末	平成24年3月に納品済み	平成24年12月に納品済み
コンテンツ情報の更新等業務			
「海外見本市レポート」のアップロード	毎月1回(15日まで)	年17件	年6件
「月間ランキング」のアップロード	毎月1回	毎月1回更新	毎月1回更新
「新着見本市サイト」の更新	毎週1回	毎日1回を上回る更新	毎日1回を上回る更新
機構が参加・主催し	毎月1回	12件掲載	13件掲載

見本市・展示会の報告書の掲載			
世界の展示会場の情報更新	随時	241 件・施設の情報更新	219 件・施設の情報更新
メールマガジンの作成・配信	毎月 2 回（1 日、15 日）	年間 23 回の作成・配信	年間 25 回の作成・配信

※その他、各種お知らせ情報についても随時 J-messe に掲載したほか、外部からの問い合わせにも原則即日対応を行った。

(イ) 評価

確保されるべき達成目標として設定された各業務において機構が設定した期限を厳守することについては、概ね守られており、目標を達成できたものと評価できる。

(2) 実施経費

契約額は、67,740,750 円（税込み）であり、民間競争入札前の従来の実施に要した経費（平成 19 年度の実績値の 3 か年分）と比較すると、3 年間で約 1,306 万円、1 年間で約 435 万円（約 16%）の経費が削減されている。

インセンティブについては、コンテンツ内容の正確性に関して一部目標が達成できなかったため、支払には至っていない。これは、機構と受託事業者との間で別途交わされた文書により決定されたコンテンツ内容の正確性の具体的基準が未達成であったためである。一方、今回の契約において新たに規定したディスインセンティブについても、業務実績が目標を下回らなかったため、発生していない。

従来経費（平成 19 年度の実績値の 3 か年分）	80,801,673 円（26,933,891 円／1 年分）
契約額（平成 23 年度～25 年度の 3 か年分）	67,740,750 円（22,580,250 円／1 年分）
削減額	13,060,923 円（4,353,641 円／1 年分）

3 評価のまとめ

受託事業者が事業実施期間中に業務改善指示等を受けたことや法令違反行為はなく、業務の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定された「見本市等の新規登録件数」「見本市等の更新件数」「J-messe へのアクセス件数（ページビュー数）」は、すべて達成目標を上回る成果を上げている。また、コンテンツの内容の正確性を概ね維持するとともに、各業務において機構が設定した期限が概ね守られている。

実施経費についても、民間競争入札前の従来の実施に要した経費の約 16%、3 年間で約 1,306 万円、1 年間で約 435 万円の経費が削減されており、公共サービスの質の維持向上、経費削減の双方の実現が達成されたものと評価できる。

ただし、機構と受託事業者との間で実施要項とは別に交わされた文書により決められた、コンテンツ内容の正確性の具体的基準が未達成であったためインセンティブが支払われなかったことについては、受託事業者の予見性の観点から、次期事業に当たっては実施要項に明確に定めておく必要がある。このほかインセンティブに関しては、受託事業者の創意と工夫を更に発揮するためにも、業務実績の量に応じた支払方法になるよう検討すべきと

考えられる。また、実施に当たり確保されるべき質のうち、J-messe へのアクセス件数（ページビュー数）については、達成目標を大幅に超過しているが、実態を精査し、今後は適切な数値を設定することが必要である。加えて、競争性の確保にも十分留意することが必要である。

本事業は2回の民間競争入札を経て、概ね良好かつ安定した実施状況となっていることから、「新プロセス運用に関する指針」に基づく新プロセスへの移行について、移行基準に照らし合わせ検討したところ、機構からは上記検討課題に対応した、次期事業に当たっての民間競争入札実施要項の変更内容等の提案が出されている。このことが確実に実行されることを前提に、総合的に判断すると、次期事業においては、新プロセスへ移行した上で、事業を実施することが適当であると考えられる。

平成 25 年 8 月 2 日
独立行政法人日本貿易振興機構

民間競争入札実施事業

見本市・展示会情報総合ウェブサイト(J-messe)の管理・運営業務の実施状況について (平成 23 年度及び平成 24 年度)

I 事業の概要

1. 委託業務内容

国内外で開催される見本市・展示会の情報や各種関連情報に関してのデータベースを管理・運営し、内外に向けて情報提供を行い、出展者、来場者双方の参加促進を支援する。

2. 業務委託期間

平成 23 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日(3 年間)

3. 受託事業者

株式会社トーテック

4. 受託事業者決定の経緯

一般競争入札(総合評価落札方式)を実施・開札した(開札日:平成 23 年 2 月 18 日)。本入札に先駆けて、実施した入札説明会には 5 社の参加を得たが、受託事業者のみ応札、予定価格の範囲内であったため落札とし、受託事業者に決定した。

II 管理・運営業務の実施状況、確保されるべき質の達成状況及び評価

1. 管理・運営業務の実施状況

(1) 見本市等の情報に関する登録等の受付及び審査等

① 申請件数: 570 件(23 年度)、1,224 件(24 年度)

② 承認の件数: 544 件(23 年度)、981 件(24 年度)

J-messe データベースに対するアクセス件数増加に伴い、国内外ユーザーによる申請件数が急増した。それに伴い、重複登録や登録基準に合致しない等の事由により、否認せざるを得ない案件も増加した。

③ 英文登録件数の和文への翻訳件数: 年間 2,222 件(23 年度)、2,121 件(24 年度)

④ 審査・承認手続きに要した時間: 最短 1 日、最長で 1 週間(会期の早い順に作業し、掲載。)

(2) 見本市等の主催者への登録情報の更新依頼等業務

① 四半期毎に展示会主催者に対してメールで登録情報更新依頼を行った。

② 見本市等の更新件数: 年間 3,433 件(23 年度/目標 3,100 件に対し、10.7%超過達成。)
年間 3,270 件(24 年度/目標 3,100 件に対し、5.5%超過達成。)

(3) J-messe に登録されていない見本市等の主催者及び開催に関する情報の発掘

① 未登録主催者の発掘方法と件数: 見本市主催者・業界関係者等の中で広く利用されている“m+a International Tradeshow Directory”(注 1)及び“biztradeshows”(注 2)などを利用し、見本市主催者の発掘業務を行なった。

- ② 見本市等の新規登録件数：年間 108 件(23 年度/目標 100 件に対し、8%超過達成)
年間 105 件 (24 年度/目標 100 件に対し、5%超過達成。)

- ③ J-messe に登録されている見本市等の主催者のアドレス件数
7,069 件(23 年度)、7,586 件(24 年度) (注 3)

(注 1) m+a Expo Data Base：欧州を中心として全世界の見本市をカバーする、世界で最も長い歴史のあるダイレクトリーのオンラインデータベースで、世界の各国の見本市をカバーしている(URL: <http://www.expodatabase.com/>)。

(注 2) biztradeshows：インドの見本市オンラインデータベースで、アジアをはじめ世界各国の見本市をカバーしている(URL: <http://www.biztradeshows.com/>)。

(注 3) いずれも当該年度の最後に配信した実績数(平成 23 年度は 2012 年 1 月 23 日配信時、24 年度は 2013 年 3 月 6 日配信時)による。

(4) J-messe 掲載情報の確認

機構が、受託事業者による掲載情報確認の正確性につき、毎週 3 回の頻度で、新着見本市掲載情報に対し正確性のモニタリングを実施したところ、主要見本市の情報についての正確性が確保されていることを確認した。

(5) 「日本の専門見本市」の編集・印刷製本及び納品の状況

平成 23 年度は、和文版、英文版各 1200 部が平成 24 年 3 月 19 日に発刊、納品された。

平成 24 年度も、和文版、英文版各 1000 部が平成 24 年 12 月 14 日に発行、納品された。

(6) コンテンツ情報の更新等業務(見本市等の更新件数)

- ① 見本市レポート：平成 23 年度は 17 件、平成 24 年度は 6 件を更新した。
- ② 月間ランキング：毎月 1 回の更新が遵守された。
- ③ 新着見本市：毎日 1 回の更新頻度が遵守された。
- ④ 展示会参加・開催報告：12 件(23 年度)、13 件(24 年度)の原稿を随時掲載した。
- ⑤ 出版物：平成 23 年度、24 年度ともに新規掲載や追加・修整作業は発生しなかった。
- ⑥ 世界の展示会場：世界各国・地域の展示会場の情報につき、241 件・施設(23 年度)、219 件・施設(24 年度)を更新・新規追加した。
- ⑦ 「更新情報」欄：上記の各コンテンツ更新に伴い、随時掲載した。

(7) メールマガジンの作成と配信

毎月 2 回、メールマガジンを作成し、平成 23 年度は年間 23 回、約 5,500 件のユーザーに向けて配信。平成 24 年度は年間 25 回約 6,000 件のユーザーに向けて配信した。

(8) J-messe を紹介する広報業務

アクセス件数や新規・更新登録件数の増加を図るため、平成 23 年度は、“m+a ExpoDatabase”(上記注 1)や、“biztradeshows”(上記注 2)へのバナー広告の掲示、株式会社 POP 発行の年刊ダイレクトリー「2012 見本市展示会総合ハンドブック」への広告掲載を実施した。

平成 24 年度は、ユーザー数の 7 割が海外の展示会関係者であることなどから、国内展示会・見本市関係業界での認知度アップを図るため、有力見本市総合情報サイト「展示会と MICE」(注 4)のトップページにバナー広告を掲載した他、在日貿易振興機関や

外国商工会議所関係者に対し、英文 PR 資料を送信するなど広報を実施した。

(注 4)「展示会と MICE」:展示会・見本市・イベント・コンベンション等業界関係者向け総合情報サイト。(URL:<http://www.eventbiz.net/>)

(9) 機構における定例会議への参加

広報、メールマガジン、新規登録・データ更新等 J-messe 運営上の個別課題検討のための定例会議を開催。受託事業者から毎回専任スタッフ 3 名が参加し、事業実施に伴う個別の問題点などを議論した。

(10) 外部からの問い合わせへの対応

平成 24 年度は 224 件の電子メールによる問い合わせに対し、受託事業者の 3 名が対応し、原則即日処理を行った。受託先で処理できない性格の案件についてはジェトロにて対応した。

2. 確保されるべき質の達成状況

(1) J-messe へのアクセス件数(ページビュー数) (注 5) :

年間 214 万 9,078 件 (23 年度)、年間 677 万 6,100 件 (24 年度)

設定した目標 (105 万 8,468 件) (注 6)に対して、23 年度は約 2 倍、24 年度は約 6 倍となった。これは、機構が平成 24 年 1 月にユーザビリティ向上と検索エンジン最適化対策などを主眼としたデータベースのリニューアルを行い、受託事業者側でも、リニューアルの概略を説明する資料を日英で作成し、国内の関係業界団体や在京各国大使館・貿易機関などに向け PR するなど周知に努めたことによるものである。

(注 5) 平成 21 年度において課題となったアクセス件数 (Visit 数) については、ウェブサイトやデータベースの運営指針として、より一般的に用いられている指標である「ページビュー」を契約の際の指標とすることとなった。

(注 6) これを受けて、平成 22 年 9 月 22 日付け「見本市・展示会情報総合ウェブサイト(J-messe)の管理・運営業務 民間競争入札実施要項」2. (4) ホ. において「平成 21 年度と同等のアクセス件数 (ページビュー数 : 105 万 8,468 件) を維持すること」と設定された。

(2) 見本市等への新規登録件数 : 年間 108 件 (23 年度)、年間 105 件 (24 年度) 【再掲】

設定した目標 (100 件) に対して、各々 8% 及び 5% 上回る結果を達成。

(3) 見本市等の更新件数 : 【再掲】

設定した目標 (3,100 件) に対して 23 年度は 10.7% 上回る年間 3,433 件、24 年度は 5.5% 上回る年間 3,270 件を達成。

(4) コンテンツの内容の正確性の維持

機構によるモニタリング (定期的なデータチェック) の結果、コンテンツ内容の正確性が概ね維持された。

(5) 各業務において機構が設定した期限の厳守

各業務の実施について、機構が設定した期限は遵守された。

3. 評価

上記 1. 及び 2. により、本業務において重要な指標とした新規登録件数、更新件数

及びJ-messeへのアクセス件数の全てが、平成23年度、24年度ともに目標値を上回り、業務の実施状況そのものについては、概ね満足のいく結果を得ることができた。また、見本市情報の登録受付に関する処理業務については最短1日、最長1週間以内と迅速な処理が行われた。登録情報の更新についても期限内に常に適切な対応を行い、3,433件（23年度）、3,270件（24年度）におよぶ十分な実績を上げることができた。紙媒体である「日本の専門見本市」の編集・発行や、コンテンツの更新等についても、機構との相談及び指示に基づいて迅速な対応が行われた。また、メールマガジンの作成についても受託事業者への円滑な移行を実現することができた他、外部からの問い合わせへの対応も円滑に実施された。

なお、見本市の新規登録件数は、平成21年度より若干漸減傾向（平成21年度129件から平成24年度105件）にあることが課題である。これは、国内外のユーザーによるJ-messeへの展示会・見本市の積極的な登録申請が増加する中、受託先での新規発掘作業が年々困難になっているためであり、今後は中東・アフリカ地域など新興国での展示会開催状況など新規登録に繋がる情報収集を拡大していきたい。

Ⅲ 実施経費の状況及び評価

1. 従来の実施に要した経費との比較

本件業務実施に係る平成19年度と23年度、24年度の経費比較は以下のとおりである。

平成19年度：26,933,891円（民間競争入札前の従来の実施に要した経費）

平成23年度：22,580,250円（1年分の契約金額）

平成24年度：22,580,250円（1年分の契約金額）

1年分の削減額：4,353,641円（削減率16.2%）

2. インセンティブ及ディスインセンティブ

平成23年度、24年度ともに、新規登録件数、更新件数及びJ-messeへのアクセス件数（ページビュー）の実績がいずれも目標値を上回ったものの、コンテンツ内容の正確性に関し、一部目標が達成されなかったため、インセンティブの支払いには至らなかったが、上述の機構によるモニタリングにより、情報の正確性は維持した。

（参考）インセンティブ支給の要件

入札実施要項において設定された「確保すべき質」をすべて満たした上で、民間事業者が見本市等の「新規登録件数」及び「更新件数」について当初想定した規模を上回る実績を上げた場合に、新規登録件数、更新件数それぞれの件数の規模に応じて算出した報奨金を年度ごとに支給することとしている。

一方、今回の契約から新たに規定したディスインセンティブについては、見本市等の「新規登録件数」及び「更新件数」について当初想定した規模を下回る業務実績ではなかったため、発生していない。

3. 評価

上記のとおり平成23年度及び平成24年度は19年度に比べ435万円（比率にして16.

2%) 抑えたコストで、確保すべき質を概ね維持しながら事業が実施されており、大きな効果をあげたものと評価できる。

IV まとめ

1. 評価の総括

本件ウェブサイトの管理・運営においては、内外の展示会主催者自らがデータを登録し、また登録済みデータを更新していただく必要があるため、顕在あるいは潜在的な登録ユーザーに対する働きかけがより一層重要となる。

平成 23 年度、平成 24 年度について、受託事業者はこの課題にうまく対応し、アクセス件数（ページビュー数）、登録受付やデータ更新、新規発掘などにおいて、いずれも目標値を上回る満足すべき結果となった。これらにより、民間競争入札の目的である公共サービスの質の維持向上と経費の削減を概ね達成したものと評価できる。

なお、受託事業者が事業実施期間中に業務改善指示等を受けたことや業務に係る法令違反行為はなかった。

2. 今後の方針

本契約の最終年度となる平成 25 年度は、機構と受託事業者との間での密接な協議を行うとともに、外部有識者で構成する独立行政法人評価委員会日本貿易振興機構部会から実施状況報告のチェックも受けながら、一層の広報強化やコンテンツの改善に努め、利用者数の拡大につなげてまいりたい。新規登録件数の伸び悩みが今後対処すべき課題であるが、機構より受託先に対し、中東・アフリカ地域など新興国での展示会開催状況など新規登録に繋がる情報収集を促していきたい。

平成 26 年度以降についても、従来の実施要項の内容を承継する見込みであるが、次回の入札においては、応札者を増やすために、これまで入札説明会に参加いただいた事業者にヒアリングを行うことなどを通じて、候補業者の開拓等といった改善を図ることを検討していくこととする。

以上のことから、本事業は概ね良好な実施状況であるため、次期においては、「新プロセス運用に関する指針」に基づく新プロセスに移行した上で事業を実施することとしたい。

以 上

平成 25 年 8 月 2 日
独立行政法人日本貿易振興機構

「見本市・展示会情報総合ウェブサイト（J-messe）管理・運營業務」の 次期事業に当たって、民間競争入札実施要項の変更内容等について

1. 確保されるべき質について

（1）J-messe へのアクセス件数（ページビュー数）の達成目標値の変更

現事業期間においては、平成 21 年度におけるページビュー数である 105 万 8,468 件を達成目標値としているが、実績が大幅に超過しているため、次期事業においては、平成 23 年 4 月から 25 年 6 月までの月間平均アクセス件数（約 40 万件）に基づき、年間の達成目標値を約 480 万件に設定する。

（2）コンテンツの内容の正確性の維持に関して具体的事項の明記

現事業期間では示されていない、正確性を維持する基準項目（展示会名称、会期、開催場所、主催者連絡先）を明示し、この項目について「民間事業者の責に帰する同項目の掲載ミス」を外部顧客から指摘されることがないことと明記する。

2. インセンティブの支払方法の変更について

現在は、見本市・展示会の新規登録件数及び更新件数がそれぞれ 10%以上 20%未満増加／減少した場合、1 年当たりの契約金額の 1%、20%以上 30%未満増加／減少した場合、同 2%を支払うというように階段型にしているが（ただし、4%上限額）、次期事業においては、1 件ごとにインセンティブの支払額が反映される比例式にすべく、以下のとおり変更する。

- a. 新規登録件数が目標より 1 件増加／減少した場合… $A \times 0.1\%$ /件を増額／減額する。
- b. 更新件数が目標より 1 件増加／減少した場合… $A \times 0.003\%$ /件を増額／減額する。
- c. 新規登録件数及び登録件数の実績に対する増額／減額の限度額
…新規登録件数は $A \times 4\%$ 、更新件数は $A \times 4\%$ とする。 （ $A = \text{契約金額} \div 3$ ）

3. 業務の実態にあわせた変更点について

- ① コンテンツ情報の更新等業務の「海外見本市レポート」と「展示会参加・開催報告」の項目を統合する（変更理由：内容がほぼ変わらない原稿であるため）
- ② コンテンツ情報の更新等業務の「月間ランキング」「新着見本市」を削除する（削除理由：改修後システムで対応可能であり、委託業者による本作業が不要なため）。
- ③ 「日本の専門見本市」の発行部数の変更（1200→1000）（変更理由：送付先の見直しを実施したほか、機構の内部（国内外事務所、アジア経済研究所）向けには、PDF など電子媒体で情報共有を図ったため）。

4. 競争性の確保（一者応札の改善）について

過去 2 回の「J-Messe 管理・運營業務」の民間競争入札に当たり説明会参加・応札をした事業者（のべ 18 社）に対しヒアリングを実施し入札参加を促すほか、公告期間を長め（2 か月以上）に設定する、更なる事業情報の開示を行う等の対策により、一者応札の改善を目指す。